

## 「TOYAMA ONE Wallet」事業運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本業務は、「TOYAMA ONE Wallet」事業の基本的な事務局機能を整備し、消費喚起事業等を実施する団体の事務負担やコスト負担を軽減するとともに、デジタル地域ポイント事業を促進し、物価高対策への支援・データの利活用を通じた県民サービスの向上を図るものです。

本要領は、県が「TOYAMA ONE Wallet」事業を運営するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

「TOYAMA ONE Wallet」事業運営業務

#### (2) 業務内容

別紙『「TOYAMA ONE Wallet」事業運営業務委託仕様書』のとおり

#### (3) 事業費の上限額

14,720千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記は、県と契約する際の上限額となり、県以外の各実施主体分は含みません。

※上記上限額とは別に、契約手続において予定価格を設定します。

※県以外の各実施主体と直接契約する際の事業費については、この限りではありません。ただし、別紙仕様書5（5）の内容をすべて満たす金額設定としてください。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、「参加申込書提出期限」の当日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号。以下「会計規則」という。）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申し立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本件プロポーザルに参加することについて支障がないと認められる者を除く。
- (3) 「参加申込書提出期限」当日において、富山県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所

等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されているものに限る。

- (5) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (6) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (7) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (10) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ない者
- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 県税を滞納している者

- ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項10項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ⑭ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

#### 4 プロポーザル参加手続

##### (1) 参加申込み

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書（様式1）を令和7年3月28日（金）17時までに電子メールにて提出してください。

##### (2) 本プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式2）へ入力の上、令和7年3月17日（月）17時までに電子メールにて提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問に対する回答は、令和7年3月21日（金）17時までに、質問書を受理した者すべてに対して、電子メールにより個別に回答します。

##### (3) 受け付けない質問項目

- ① 他の応募者に関する質問
- ② その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

#### 5 企画提案書等の提出

##### (1) 提出書類

次の①～③の書類をご提出ください。必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

##### ① 企画提案書（様式任意）

- ・ 別紙仕様書及び別紙1「プロポーザル評価基準」を踏まえ、具体的かつ簡潔に記載してください。
- ・ 別紙仕様書は、提案するサービスに最低限具備すべき内容となります。仕様書に記載する項目以外の内容で、有用な独自提案がある場合は、その内容を提案書に記載してください。

##### ② 会社の業務概要（様式3）

##### ③ 経費見積書（様式任意）

- ・ 県との契約にあたり、別紙仕様書5（3）を除き、本業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、見積書を作成してください（積算の内訳がわかるように記載してください。）。

##### (2) 提出期限

令和7年3月28日（金）17時まで

##### (3) 提出方法

ファイル形式はPDFとし、電子メールにてご提出ください。なお、提出するファイル

の合計容量が20MBを超える場合は事前に事務局にご連絡ください。大容量ファイルの送信方法について、別途お知らせします。

## 6 委託候補者の決定

### (1) 審査方法

- ・ 提出された企画提案書とプレゼンテーションによる審査を行います。プレゼンテーションの時間・方法等は、審査会実施前に別途通知します。
- ・ 企画提案書、プレゼンテーション、見積価格を総合的に評価して契約候補者を選定します。
- ・ 評価基準点は60点とし、評価基準点を下回った事業者については、契約候補者としません。また、上限額を超えた見積額を提示した候補者については、企画提案書、プレゼンテーションの評価はせず、失格とし、契約候補者としません。
- ・ 提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションを実施しますが、この場合は、上記評価基準点を満たしているかどうかで選定の可否を決定します。
- ・ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、県と契約する際の見積額が安価な方を契約候補者とします。
- ・ 県と契約する際の見積額が同額の場合は、県以外の各実施主体と契約する際の見積額が安価な方を契約候補者とします。
- ・ 上記2つの見積額が、ともに同額の場合は、くじ引きにより契約候補者を決定します。くじ引きの方法については、必要に応じて別途通知します。
- ・ なお、参加申込者が多数の場合、事前に書類選考を実施し、プレゼンテーション参加者を上位5者程度に選定します。

### (2) 審査の基準

- ・ 別紙1「プロポーザル評価基準」に基づき、審査を行います。  
※ 参加申込者多数による事前の書類審査については、本評価基準を基に、本プロポーザル実施事務局にて審査・選定します。
- ・ 原則として、プレゼンテーションは県が主催し、Microsoft Teamsで行います。

### (3) 結果通知

審査結果については、採用の有無に関わらず、後日書面で通知するとともに、富山県ホームページに採否のみ結果の公開を行います。

なお、審査結果に関して異議申し立ては、受け付けません。また、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

## 7 契約

契約候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約締結するものとし、契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があります。この場合、次点者と契約締結について協議します。

## 8 その他

- (1) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
  - ① 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
  - ② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
  - ③ 本プロポーザルの公正な競争を妨げる行為を行ったと県が判断した場合
- (2) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (7) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

## 9 スケジュール

3月10日（月）	実施公告
3月17日（月）17時	質問書提出期限
3月21日（金）	質問書回答
3月28日（金）17時	参加申込書・企画提案書提出期限
4月7日（月）	審査会による審査、契約候補者決定
4月11日（金）予定	契約締結

## 10 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県知事政策局デジタル化推進室 行政デジタル化・生産性向上課 沼田、小杉

E-mail: [masahiko.kosugi@pref.toyama.lg.jp](mailto:masahiko.kosugi@pref.toyama.lg.jp)

※ 提出・お問い合わせの際は、件名に【「TOYAMA ONE Wallet」事業運營業務】を必ず付記ください。（お問い合わせは、原則メールにてお願いいたします。）